平成２８年（フ）第２３号
奈良市秋篠町1206番地の３
破産者　杉本　由己
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２４号
奈良市秋篠町1206番地の３
破産者　杉本勢津子
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３４号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　10―402
破産者　大塚　尊司
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２２号
奈良市松陽台１丁目１番103号
破産者　カーサービスベストこと　米澤　成和
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１８５号
和歌山県紀の川市重行558番地１
破産者　辻村こと岡本こと　重田　勇次
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３７７号
和歌山市弘西336番地２
破産者　辻　　正登
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８３号
和歌山市小雑賀170番地２　柳野荘北一５号
破産者　原　　誠
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４０号
和歌山市三木町堀詰41番地　スカイハイツ三木町1102号、前住所和歌山市園部433番地５
破産者　園部接骨院こと　児島　隆順
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４１号
和歌山県海南市日方1145番地、前住所和歌山県海南市岡田469番地15
破産者　和田　聖二
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４６号
和歌山市大垣内184番地27
破産者　沼田　裕美
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５５号
和歌山市六十谷86番地３　リバーサイドマンション和興ビル703
破産者　永楽銭寿司こと　早瀬　博文
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５６号
和歌山市六十谷86番地３　リバーサイドマンション和興ビル703
破産者　早瀬　靖子
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４８号
香川県高松市国分寺町国分63番地６
破産者　鈴木　真一
１　決定年月日　平成28年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８号
北海道苫小牧市表町５丁目１番18―701号、開始決定時の住所北海道苫小牧市澄川町５丁目17番９号
破産者　室谷　修平
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第４号
青森県十和田市稲生町22番38号
破産者　今泉　礼三
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１５５号
大津市大萱１丁目８番１号あすなろハイツ103号
破産者　池田　栄一
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１７号
滋賀県草津市上笠２丁目17番６―305号　アーバス草津
破産者　松本宏一郎
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９２号
兵庫県宝塚市高司３丁目１番18号　メゾンフルール105、開始決定時の住所兵庫県宝塚市鹿塩１丁目250番地　北仁川シティハイツ202
破産者　迎山　直樹
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３９号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目11番20―504号、前住所大阪府富田林市久野喜台２丁目３番121―501号
破産者　野辺　郁夫
１　決定年月日　平成28年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係